

平成30(2018)年度 栃木県地域医療構想の実現に 向けた取組について

安足健康福祉センター

地域医療構想の実現に向けた推進体制

栃木県医療介護総合確保推進協議会

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2～3回程度開催
- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理等

報告



助言



報告



助言

地域医療構想調整会議

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言等

病院及び有床診療所会議 (部会扱い)

- ・全ての病院及び有床診療所
- ・年2回程度開催
- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施



医療・介護の体制整備に係る協議の場

- ・調整会議＋介護療養病床を有する病院、診療所等＋市町(介護保険事業担当課)(H29)
- ↓
- ・医療関係者(回復期、慢性期を中心)、介護関係者、市町等(H29の体制から一部見直しの可能性有)
- ・年1回程度開催
- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築
- ・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

病院及び有床診療所会議の設置について

構成	全ての病院及び有床診療所(病院と有床診療所、地域ごと等に分けての会議開催は可能)
参加者	病院長、有床診療所長等(医療機関を代表できる者)
開催回数	年2回程度
機能、役割	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割や2025年に持つべき医療機能ごとの病床数についての合意等 ・協議結果等は調整会議に報告
議長	原則として、各構想区域の調整会議の議長
参加者に対する謝金、旅費の支給	無(医療機関の役割分担・連携体制の構築に係る会議に当事者として参加するため)

平成30年度の取組①

- 1 「地域医療構想の進め方」(平成30年2月7日付け各都道府県衛生主幹部(局)長宛て通知)への対応
- (1) 個別の医療機関ごとの具体的対応方針への決定への対応

【公立病院に関すること】

○ 公立病院は、新公立病院改革プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、2025年に向けた具体的な対応方針を協議すること。

○ この際、

- ① 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ② 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などの役割が期待されていることに留意し、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお①～④の医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。



【調整会議等における対応】

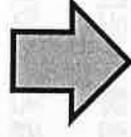
新公立病院改革プランを活用した協議の継続

(各医療機関が策定した公的及び公立プランを比較し、2025年における医療機能ごとの病床数等の加筆や記載内容の修正等を行いなから、公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかという観点や地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療の確保の観点等から役割分担・連携体制の構築の検討を図る。)

平成30年度の取組②

【公的医療機関等2025プラン対象医療機関に関すること】

- 公的医療機関等2025プラン対象医療機関は、公的医療機関等2025プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、2025年に向けた具体的対応方針を協議すること。
- この際、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。



【調整会議等における対応】

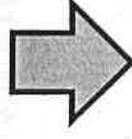
公的医療機関等2025プランを活用した協議の継続
(各医療機関が策定した公的及び公立プランを比較し、公的医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかという観点や地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を確保する観点等から役割分担・連携体制の構築の検討を図る。)

平成30年度の取組③

【その他の医療機関に関すること】

○ その他の医療機関のうち、開設者の変更等を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに2025年に向けた対応方針を決定すること。

○ それ以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、遅くとも平成30年度末までに2025年に向けた対応方針を協議すること。



【調整会議等における対応】

公的または公立プランを策定していない医療機関に対して、2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割や2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等に関する意向調査を実施し、役割分担・連携体制の構築の検討を図る。(平成30年度末までに協議開始)

医療機関に対する意向調査の実施について①

1 概要

国から各都道府県衛生主管部(局)長宛てに発出された「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け)においては、全ての医療機関の2025年における構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数について、地域医療構想調整会議における合意を得ることとされている。

公的医療機関等2025プラン(以下「公的プラン」という。)策定対象医療機関及び新公立病院改革プラン(以下「公立プラン」という。)策定対象医療機関については、両プランを活用した協議を開始しているところであり、地域医療構想調整会議における協議に資するため、その他の医療機関についても意向調査を実施することとする。

2 調査対象

一般または療養病床を有する病院及び有床診療所(公的及び公立プラン策定対象医療機関を除く。ただし、公的及び公立プランに記載のない項目(公立の2025年の機能ごとの病床数等)については、公的及び公立プラン策定対象医療機関に調査を実施する。)

調査対象医療機関数(平成29年度病床機能報告から作成)

	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛
病院	15	8	20	4	15	11
有床診療所	16	14	34	9	19	14

※両毛地域は、佐野市民病院含む。

3 調査内容

公的及び公立プランと比較しながら調整会議等における協議を行うため、両プランの記載内容を参考とした調査内容とする。

医療機関に対する意向調査の実施について②

4 調査方法

各広域健康福祉センターが、各構想区域内の医療機関への調査票(電子データ)の発送、医療機関からの調査票の回収、調査結果の集計・分析等を行う。
※医療機関への調査票の発送方法については、メール、県ホームページからのダウンロード等、各センターごとに適当な方法での対応とする。
※医療機関への調査依頼の添書(案)は医療政策課が作成する。また、各センター所長宛てに、調査協力依頼の通知を医療政策課長から発出する。
※各構想区域ごとの集計を活用して、県全体の集計を医療政策課が行う。

5 スケジュール

各構想区域における1回目の調整会議または病院及び有床診療所会議において概要説明後に調査実施



2回目の調整会議または病院及び有診療所会議において調査結果の報告及び調査結果を活用した協議の開始(平成30年度末までに協議開始)

平成30年度の取組④

(2) 病床が全て稼働していない病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟)を有する医療機関への対応

【全ての医療機関に関すること】

○ 都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。



【調整会議等における対応】

調整会議に病床機能報告の結果を提示し、構想区域内の状況を把握



調整会議において、対応方針の協議(病院及び有床診療所会議において、医療機関からの説明を実施等)



- ・廃止しない意向を認める場合は、以後の調整会議等において、状況を継続的に確認
- ・廃止する意向を認める場合は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の案内(病床数の減少に伴う病棟等の用途変更に係る施設整備補助に係る経費への補助)

平成30年度の取組⑤

(3) 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

ア 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績

- 構想区域ごとによいような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要があるため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの診療実績を提示すること。

特に介護療養病床については、その担う役割を踏まえた上で、転換等の方針を早期に共有する必要がある。

- また、高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、例えば急性期医療を全く提供していない病棟が含まれていることから、明らかな疑義のある報告については、地域医療構想調整会議において、その妥当性を確認すること。

※診療実績例

【高度急性期・急性期機能】

- ・幅広い手術の実施状況
- ・がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況 など

【回復期機能】

- ・急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況
- ・全身管理の状況 など

【慢性期機能】

- ・長期療養患者の受入状況
- ・重度の障害児等の受入状況



【調整会議等における対応】

- 病床機能報告において報告されている診療実績の提示
- 高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、明らかな疑義のある報告に対する妥当性の確認については、国の動向を勘案して対応(国では、6月に開催予定のワーキングにおいて引き続き協議を行い、考え方を整理した後、都道府県宛て通知を発出予定)

平成 31 (2019) 年度地域医療介護総合確保基金 (医療分) 事業アイデア募集要項

1 趣旨

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。

このため、平成 26 (2014) 年度から消費税増収分等を活用した「地域医療介護総合確保基金^{※1}」が各都道府県に設置され、各都道府県は、都道府県計画^{※2}を作成し、当該計画に基づき事業を実施しています。

今回、地域医療介護総合確保基金を活用して平成 31 (2019) 年度に実施する事業を検討する際の参考とするため、事業アイデアを募集します。

※1 負担割合は、国 2/3、都道府県 1/3 です。

※2 過去の栃木県計画については、次の県ホームページを御参照ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin.html>

2 募集対象

募集の対象は、次の I から III までに掲げる事業となります。

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 医療従事者の確保に関する事業

特に、栃木県地域医療構想^{※3}における将来の医療需要の推計を踏まえ、2025 年に向け充実が必要とされる回復期病床への機能転換を進めるための事業アイデアや病床数の見直しに伴い不用となる病棟等の用途変更を促進するための事業アイデアを募集します。

※3 栃木県地域医療構想については、次の県ホームページに掲載されております。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/iryokousou.html>

3 提案方法

「平成 31 (2019) 年度地域医療介護総合確保基金 (医療分) 事業アイデア提案シート^{※4}」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

※4 事業提案シートは、次の県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kakuhokikin_2019proposal.html

【提出先】 栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当 E-mail : tic@pref.tochigi.lg.jp

【提出期限】 平成 30 (2018) 年 8 月 6 日 (月)

(提案シート作成に当たっての注意事項)

- ① 電子データで提出してください。
- ② 原則として、厚生労働省の示す地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例（別紙1）に掲げられている1～54の事業のいずれかに該当することが必要です。該当する標準事業例の番号を「標準事業例の番号」欄に記入してください。
- ③ 「事業の対象となる医療介護総合確保区域」欄にある各区域は、次のとおりです。事業の対象と想定される区域に○を付けてください。
県北地域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）
県西地域（鹿沼市、日光市）
宇都宮地域（宇都宮市）
県東地域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
県南地域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）
両毛地域（足利市、佐野市）
- ④ 事業内容に係る説明資料や事業に要する経費に係る見積書などがある場合は、添付して提出してください。

4 提案内容の取扱い

- (1) 提案いただいた事業アイデアは、県において平成31（2019）年度に実施する事業を検討する際に参考とさせていただきます。優れた内容であっても、提案そのままに実際の事業となるものではありませんし、補助事業等の事業者として採択されることを保証するものではありません。
- (2) 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは、基金を活用して実施する事業の対象とすることはできません。また、地域全体の課題解決とは言い難い、個別の医療機関等のための事業についても対象外となります。
- (3) 基金を活用する上で、特定の事業者の資産の形成につながる補助事業については、事業者負担を求めることとなります（補助率1/2が標準となります）。
- (4) 提案内容によっては、県の担当課から個別に確認させていただく場合があります。また、提案内容を「栃木県医療介護総合確保推進協議会」や「地域医療構想調整会議」などの公開会議での資料とさせていただく場合もありますので、あらかじめ御承知置きください。
- (5) 厚生労働省の内示（平成31（2019）年6月以降）後に事業を実施することとなりますが、「Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業」及び「Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業」における厚生労働省からの内示額は、例年、要望額を大きく下回る状況にあり、新規事業に取り組む余地が少ない状況となっておりますので、御承知置き願います。

5 問い合わせ先

栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当

TEL : 028-623-3145 E-mail : tic@pref.tochigi.lg.jp

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

(別紙1)

事業区分	標準事業例	事業の概要
I 病床の機能分化・連携のために必要な事業	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備 病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備 精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。	
	3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備 がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。	
	4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。	
	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。	
	6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備 院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。	
II 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	(1) 在宅医療を支える体制整備等	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備 市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。	
	9 在宅医療推進協議会の設置・運営 県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するための訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。	
	10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施 在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。	
	11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発 かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。	
	12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。	
	13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築 認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。	
	14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施 認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。	
	15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等 精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。	
	(2) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業等	16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進 現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。	
	18 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施 在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。	
	19 在宅歯科医療を実施するための設備整備 在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。	
	20 在宅歯科患者搬送車の設備整備 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。	
	21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。	
(3) 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業等	22 訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知 これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。	
23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備 在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。		
24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援 人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。		

事業区分	標準事業例	事業の概要
対策のための事業等 在	25 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図りつつも医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27 地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
(2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業等	28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29 小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護士の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	30 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	31 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	32 女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就業環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
支援のための事業等 者	33 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
	34 女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	35 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
(4) 看護職員等の確保・養成のための事業等	36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	37 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
	39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
	40 看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
	41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
	42 看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増設に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	43 看護職員定着促進のための宿舍整備	看護生宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	44 看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	45 看護職員の就業環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	47 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49 勤務環境改善支援センターの運営
50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)		計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
51 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援		病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備		小児救急医の負担を軽減するため、小児科を構有する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
53 電話による小児患者の相談体制の整備		地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
54 遠方支援機関への搬送体制の整備		救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

地域医療構想の実現に向けた推進体制

	構成	開催回数	機能、役割
地域医療構想調整会議	医療関係者、介護関係者、市町等	年2回程度	地域における議論の優先度の整理等
・病院及び有床診療所会議(仮称)	・全ての病院および有床診療所	各年1回程度	・圏域医療機関への調整会議の決定方針の周知
・病院機能連絡調整部会(仮称)	・「主に急性期を担う病院」と「主に回復期を担う病院」の連携に係る各種調整の場		・個別具体的な合意・承認等(具体的な医療機関、団体名をあげて行う協議等)
医療・介護の体制整備に係る協議の場	医療関係者(回復期、慢性期を中心)、介護関係者、市町等(H29体制から一部見直しの可能性有)	年1回程度	地域での慢性期の療養等に関して、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築等

地域医療調整会議等の開催予定(H30)

	地域医療構想調整会議	・病院及び有床診療所会議(仮称) ・病院機能連絡調整部会(仮称)
両毛医療圏	第1回会議 平成30年7月3日(火)	第1回会議 平成30年9月(予定)
	第2回会議 平成31年1月(予定)	第2回会議 平成31年2月(予定)